財團法人 協調會福岡出張所 附屬福岡職業調整會

ゐると又もや來り迫り來つて其儘引續き告訴人の人格を無視して暴言を吐き續け其の上告訴人が其の場を立ち去らんとするや後より追ひ縋つて其の衣服を引き裂くなどの暴行を加へ告訴人に對し全治一週間を要する左手第一指關節脫臼及び左手第二指關節脫臼の傷害を負はしめたるものなり

二、被告人 [redacted] は昭和十年十月十日午後三時頃福岡市 [redacted] 番地 [redacted] 方に於て同人の雇人 [redacted] (當二十年)が同人の命に從ひ同人の使用する荷車を引き來るや之を認めて同人に對し「何故荷車を引いて來たか」と詰問し同人が「親方の命令で引いて來た」と答へるや「親方が何と言つても荷車を引いて來てはならぬ」と言ひ同人が「荷車を引いて來ないと親方に叱られる